

# 解体工事業追加に係る経営事項審査制度の改正について(案)

- これまで「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業の許可に係る業種区分として、新たに「**解体工事業**」が設けられた（平成26年6月公布、平成28年6月施行予定の建設業法改正）

※ なお、経過措置により、施行日（平成28年6月を予定）時点だとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、**引き続き3年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能**

## 経営事項審査（許可業種ごとに審査）

- **「解体工事業」に係る経営事項審査**を新設
- 改正法の経過措置に合わせ、経営事項審査でも下記の経過措置を設ける

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & \text{経営規模} & & & & \\
 & & \text{完成工事高} & \text{自己資本比率等} & \text{経営状況} & \text{技術力} & \text{その他審査項目（社会性等）} \\
 \text{総合評定値(P)} = & 0.25 & \mathbf{X_1} & + & 0.15 & \mathbf{X_2} & + & 0.20 & \mathbf{Y} & + & 0.25 & \mathbf{Z} & + & 0.15 & \mathbf{W}
 \end{array}$$

解体工事業の  
経営事項審査では

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**

③ **解体工事の技術職員数**

について申請

※経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間）

- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）